

各 位

会 社 名 株式会社ムロコーポレーション

代表者名 代表取締役社長 室 雅文 (コード番号: 7264 東証スタンダード市場)

問合せ先 執行役員管理本部長 山口 誉

電 話 028-667-7122

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更及び役員人事のお知らせ

当社は、2022年4月15日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、2022年6月23日開催予定の第65期定時株主総会での承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定しております。

これに伴い、2022年5月25日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行に伴う定款の一部変更及び役員人事を下記のとおり同定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

- (1) 定款変更の目的
 - ① 当社の今後の多様な事業展開に備えるために、現行定款第2条(目的)に事業目的の追加を行うものであります。
 - ② 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
 - ③「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規 定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の電子提供措置等の対応 を行うため、定款変更案第17条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)を新設し、株主総会参考 書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削 除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
 - ④ 上記の各変更に伴い、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日2022 年 6 月 23 日 (木) (予定)定款変更の効力発生日2022 年 6 月 23 日 (木) (予定)

2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

(1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) の候補者

(2022年6月23日開催予定の第65期定時株主総会に付議予定)

氏 名	新役職名	現役職名
室雅文	代表取締役社長	同左
見目 直信	専務取締役 技術本部長	同左
藤田 英貴	常務取締役 生産管理本部長	同左
寺島 政明	取締役 製造本部長	同左
荻野目 久行	取締役 営業本部長	同左
木嶋 茂	取締役 烏山工場長	同左
小谷 俊夫	取締役 経営企画室長	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

(2022年6月23日開催予定の第65期定時株主総会に付議予定)

氏 名	新役職名	現役職名
松嶋 則之	取締役(常勤監査等委員)	常勤監査役
間中和男	社外取締役 (監査等委員)	社外取締役
藤原 秀之	社外取締役 (監査等委員)	社外監査役
多田 智子	社外取締役 (監査等委員)	社外監査役

⁽注)間中和男氏、藤原秀之氏及び多田智子氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。

(3) 退任予定監査役

(2022年6月23日開催予定の第65期定時株主総会の終結の時をもって退任予定)

氏 名	現役職名	退任後役職名
松嶋 則之	常勤監査役	取締役(常勤監査等委員)
藤原 秀之	社外監査役	社外取締役 (監査等委員)
多田 智子	社外監査役	社外取締役 (監査等委員)

以上

_【別 紙】定款変更の内容	(下線部分は変更箇所を示しております。)
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商号)	(商号)
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当会社は、次の <u>業務</u> を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ~14. (条文省略)	1. ~14. (現行どおり)
(新 設)	<u>15</u> . 農業、林業、土木資材の製造並びに販売
<u>15</u> . (条文省略)	16. (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当会社は、株主総会 <u>および</u> 取締役のほか、次の	第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機
機関を置く。	関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
<u>(3)監査役会</u>	(削 除)
(<u>4</u>)会計監査人	(<u>3</u>) 会計監査人
(公告方法)	(公告方法)
第 5 条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条~第9条 (条文省略)	第6条~第9条 (現行どおり)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
(パンペな) 第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関す	第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関す
	る取扱い及び手数料は、法令 <u>又は</u> 本定款のほ
る取扱い及び手数料は、法令 <u>または</u> 本定款のほか、取締役会において完める株式取扱規程によ	
か、取締役会において定める株式取扱規程によ	か、取締役会において定める株式取扱規程によ
る。	る。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 11 条~第 14 条 (条文省略)	第 11 条~第 14 条 (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)

2

(条文省略)

現行定款 変更案 第 15 条 (条文省略) 第 15 条 (現行どおり) 2 前項の株主または代理人は、代理権を証明する 2 前項の株主又は代理人は、代理権を証明する書 書面を、株主総会毎に当会社に提出するものと 面を、株主総会毎に当会社に提出するものとす する。 る。 (議事録) (議事録) 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結 第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結 果並びにその他法令定款に定める事項について 果並びにその他法令に定める事項については、 は、これを議事録に記載または記録する。 これを議事録に記載又は記録する。 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (削 除) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参 考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書 類に記載または表示をすべき事項に係る情報 を法務省令に定めるところに従いインターネ ットを利用する方法で開示することにより、 株主に対して提供したものとみなすことがで きる。 (新 設) (株主総会参考書類等の電子提供措置等) 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325条の2に定める電子提供措置をとる。 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で 定めるものの全部又は一部について、議決権の 基準日までに書面の交付を請求した株主に対し て交付する書面に記載しないことができる。 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) (取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。 第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除 く。)は、9名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内 (新 設) とする。 (取締役の選任方法) (取締役の選任方法) 第19条 取締役は株主総会において選任する。 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外 の取締役とを区別して、株主総会において選任 する。

2

(現行どおり)

現行定款	変更案
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

2 任期の満了前に退任した取締役の補欠又は増員 により選任された取締役の任期は、他の在任取 締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、 取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締 役、常務取締役各若干名を定めることができ る。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 (条文省略)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発するも のとする。ただし、緊急の必要があるとき は、この期間を短縮することができる。
 - 2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、 招集の手続を経ないで取締役会を開催すること ができる。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の 任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の うち最終のものに関する定時株主総会の終結の 時までとする。
 - 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締 役の補欠として選任された監査等委員である取 締役の任期は、退任した監査等委員である取締 役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって<u>、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>代表取締役を選定する。
 - 2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から</u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前まで に各取締役に対して発するものとする。た だし、緊急の必要があるときは、この期間を 短縮することができる。
 - 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款

(取締役会の決議方法)

第 24 条

(条文省略)

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合 は、取締役会の決議の目的で<u>あった</u>事項につ き、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令<u>定款</u>に定める事項については、議事録に記載し、出席した取締役<u>並びに監査役</u>がこれに記名押印<u>または</u>電子署名するものとする。

(新 設)

(取締役会規程)

第<u>26</u>条

(条文省略)

(報酬等)

第<u>27</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対 価として当会社から受ける財産上の利益 は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であった<u>もの</u>を含む。)の同法第423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2 (条文省略)

第5章 監査役及び監査役会

変更案

(取締役会の決議方法)

第 24 条

(現行どおり)

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合 は、取締役会の決議の目的で<u>ある</u>事項につき、 取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第25条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載<u>又は記録</u>し、出席した取締役がこれに記名押印<u>又は</u>電子署名するものとする。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定 により、取締役会の決議によって重要な業務執 行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の 決定の全部又は一部を取締役に委任することが できる。

(取締役会規程)

第 <u>27</u>条

(現行どおり)

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29条 当会社は、会社法第 426条第1項の規定により、取締役(取締役であった者を含む。)の同法第 423条第1項の責任につき、法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

(現行どおり)

(削 除)

現行定款	変更案
(監査役の員数)	(削 除)
第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。	
(監査役の選任方法)	(削 除)
第30条 監査役の選任決議は、議決権を行使するこ	
とができる株主の議決権の3分の1以上を	
有する株主が出席し、その議決権の過半数	
<u>をもって行う。</u>	
(監査役の任期)	(削 除)
第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了す	
る事業年度のうち最終のものに関する定時	
株主総会の終結の時までとする。	
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし	
て選任された監査役の任期は、退任した監	
<u> 査役の任期の満了する時までとする</u> 。	
() + + 1	7.Mr. 1.Mr.)
(常勤の監査役)	(削 除)
第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査	
<u>役を選定する。</u> 	
(監査役会の招集通知)	(削 除)
第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前まで	1144 1249
に各監査役に対して発するものとする。た	
だし、緊急の必要があるときは、その期間を	
短縮することができる。	
2 監査役全員の同意があるときは、招集の手	
続を経ないで監査役会を開催することがで	
<u>きる。</u>	
(監査役会の決議)	(削 除)
第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがあ	
る場合を除き、監査役の過半数をもって行	
<u> </u>	
(監査役会の議事録)	(削 除)
第35条 監査役会における議事の経過の要領及びそ	
の結果並びにその他法令に定める事項につ	
いては、議事録に記載または記録し、出席し	

現行定款	変更案
た監査役がこれに記名押印または電子署名	
<u>するものとする。</u>	
(監査役会規程)	(削 除)
第36条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款	
のほか、監査役会において定める監査役会	
<u>規程による。</u>	
(報酬等)	(削 除)
第37条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対	
は、株主総会の決議によって定める。	
(監査役の責任免除)	(削 除)
第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定によ	
り、監査役(監査役であったものを含む。)	
の同法第423条第1項の責任につき、法令に	
定める要件に該当する場合には、取締役会の	
決議によって、法令の定める限度額の範囲	
内で、その責任を免除することができる。	
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の	
責任につき、法令に定める要件に該当する場	
合には、責任を限定する契約を締結すること	
ができる。ただし、当該契約に基づく責任の	
限度額は、法令に定める額とする。	
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	(常勤の監査等委員)
	第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監
	<u> 査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	(監査等委員会の招集通知)
(A) EX.)	第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前まで
	に各監査等委員に対して発するものとする。た
	だし、緊急の必要があるときは、この期間を短
	縮することができる。
	2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の

現行定款	変更案
	<u>ができる。</u>
(新 設)	(監査等委員会の決議方法)
	第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることがで
	きる監査等委員の過半数が出席し、出席した監
	査等委員の過半数をもって行う。
(新 設)	(監査等委員会の議事録)
	第33条 監査等委員会における議事の経過の要領及びそ
	の結果並びにその他法令に定める事項について
	は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等
	<u>委員がこれに記名押印又は電子署名するものと</u>
	<u>する。</u>
(新 設)	(監査等委員会規程)
(//)/ HA//	第34条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款
	のほか、監査等委員会において定める監査等委
	員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>39</u> 条~第 <u>40</u> 条 (条文省略)	第 <u>35 条</u> ~第 <u>36 条</u> (現行どおり)
第7章 計 第	第7章 計 算
After the Att. After the Att. (Att. Haddomer)	
第 <u>41</u> 条~第 <u>45</u> 条 (条文省略)	第 <u>37 条</u> 〜第 <u>41 条</u> (現行どおり)
(新 設)	 附 則
(A) DX/	<u>M </u>
(新 設)	 (監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 当会社は、監査役(監査役であった者を含む。)
	の第 65 期定時株主総会終結前の行為に関する会
	社法第 423 条第 1 項の責任につき、法令に定め
	<u>る要件に該当する場合には、取締役会の決議に</u>
	よって、法令の定める限度額の範囲内で、その
	責任を免除することができる。
(新 設)	(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)
	第2条 第65期定時株主総会決議による変更前定款第
	17条の規定の削除及び変更後定款第 17条の規

現行定款	変更案
	定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令
	和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定
	める施行日(2022年9月1日、以下、「施行日」
	という。) から効力を生ずるものとする。
	2 施行日から次の定めを有するものとする。な
	お、本定めは施行日から6か月を経過した日、
	若しくは施行日から6か月以内に開催する最後
	の株主総会の日から3か月を経過した日のいず
	れか遅い日まで、効力を有するものとする。
	当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参
	考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類
	に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法
	務省令に定めるところに従いインターネットを
	利用する方法で開示することにより、株主に対
	して提供したものとみなすことができる。
	3 本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもって
	これを削除する。